北海道立向陽ヶ丘病院昇降機保守点検業務

競争入札参加資格審査申請の手引

この申請手続きは、令和６年北海道立向陽ヶ丘病院告示第26号において定めた、北海道立向陽ヶ丘病院昇降機（日本オーチス・エレベーター（株）製）保守点検業務に係る競争入札に参加を希望する方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者となりますと北海道立向陽ヶ丘病院昇降機（日本オーチス・エレベーター（株）製）保守点検業務に係る競争入札に参加する資格を得ます。

なお、この資格は、入札の落札決定の日までが有効期間となります。

第１　資格審査申請に当たっての留意事項

１　審査基準日

資格審査の基準日は、令和６年２月１日です。

２　資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

（１）　地方自治法施行令第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）　暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（５）　暴力団関係事業者でないこと。

（６）　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（７）　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

（８）　昇降機検査資格者及び建築基準法第12条に規定する定期検査を行う資格を有し、昇降機の保守を行うことができる者であること。

（９）　資格審査の申請をする日の直前２営業年度（当該営業年度が24月に満たない場合は、24月）の決算において、１に定める契約と規模を同じくする契約を1件以上締結し、かつ、誠実に履行していること。

(10)　オホーツク総合振興局管内に本社又は営業所等の拠点を有していること。

３　申請受付期間等

資格審査申請書の受付は、次の期間内に行いますので、この期間内に申請してください。

（１）　期　間　　令和６年２月15日(木)から令和６年２月28日(水)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

（２）　申請受付窓口

ア　名　　称　　北海道立向陽ヶ丘病院　総務課総務係

イ　所　在　地　　〒090-0084　網走市向陽ヶ丘１丁目５番１号

ウ　電 話 番 号　　0152-43-4138

４　資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から、この競争入札の落札決定の日までです。有効期間の更新は行いません。

５　審査結果の通知

申請者に対する資格の有無は、「競争入札参加資格審査結果通知書」により資格審査後に通知します。
なお、この通知書は紛失等による再発行はできませんので、大切に保管してください。

6　提出書類等

競争入札参加資格審査申請書の他に、別紙１に掲げる書類を提出してください。

第２　資格審査の再申請等の取扱い

1　資格の有効期間内に、次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは再申請が必要ですので、競争入札参加資格変更審査申請書を速やかに申請受付窓口に提出してください。

（1）　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併または譲渡により承継した者

（2）　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者である者に限る。）を変更したもの

（3）　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2　資格の有効期間内に、次の事項に変更のあったときは、競争入札参加資格関係事項変更届を速やかに申請受付窓口に提出してください。

商号又は名称、組織、代表者、本支店所在地

3　前２項の競争入札参加資格変更審査申請書又は競争入札資格関係事項変更届には変更事項のわかる書類を添付してください。

第３　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失います。

1　第１の項目の２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

2　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第４　その他

この資格申請書の用紙は、他の競争入札に関しては使用できません。

不明な点については、申請受付窓口に問い合わせてください。

別紙１

競争入札参加資格審査申請書添付書類一覧

区	分	法人	個人	中小企業等協同組合、協業組合
1	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（原本又は写し・法務局の発行するもの）発行後３ヶ月以内のもの	○		○
2	身分証明書（原本又は写し・市区町村長の発行するもの）発行後３ヶ月以内のもの		○	
3	営業証明書（原本又は写し・市区町村長の発行するもの）発行後３ヶ月以内のもの 営業証明書が発行されていない場合は、前年度に賦課された個人事業税の納税証明書を提出してください。 また、営業証明書が発行された場合で、当該証明書に営業年月日が入っていないときは、前年度に賦課された個人事業税の納税証明書と営業証明書を合せて提出してください。		○	
4	納税証明書　　（原本又は写し） ■道税に納税義務がある場合 ・道税（道が賦課徴収するものに限る。） 道税事務所又は総合振興局又は振興局が発行する「道税について滞納がないこと」を証明するもので、発行後３ヶ月以内のもの ・消費税及び地方消費税 税務署が発行する「書式その３（未納税額のないこと用）で発行後３ヶ月以内のもの ＊北海道に納付した道税の納税証明書の交付請求には、納税者の代表印が必要です。また、納税者が納税証明書交付請求を代理人に委任したときは、その委任事項を記載した委任状と代理人印が必要となります。 ■道税に納税義務がない場合 ・事業税 本店所在の都道県が発行する事業税に滞納がないことを証明するもので、発行後３ヶ月以内のもの 法人（中小）・・・法人事業税　　個人・・・個人事業税 ・消費税及び地方消費税 税務署が発行する「書式その３（未納額がないこと用）で発行後３ヶ月以内のもの	○	○	○
5	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の届出が確認できる書類の写し（①納入告知書②資格取得確認通知書及び標準報酬月額決定通知書③適用通知書　①～③のいずれか）雇用保険法（①保険関係成立届②領収済通知書③概算・確定保険料申告書控　①～③のいずれか） 社会保険等適用除外申出書（加入義務のない場合）	○	○	○
6	昇降機検査資格者証（写）	○	○	○
7	履行実績証明 別記第２号様式（契約書（写）添付）又は別記第３号様式	○	○	○
8	中小企業等協同組合、協業組合の定款及び協同組合等の概要			○
9	官公需適格組合証明書（写） ※官公需適格組合となっている場合に提出してください。			○
10	委任状※　代理申請する場合に提出してください。	○	○	○
11	誓約書（別記第 19 号様式）	○	○	○

別紙１

注１　〇印は申請書に添付する書類（該当しない書類を除く。）です。

２　中小企業等協同組合、協業組合にあっては、添付書類のほかに組合の従業員の賃金台帳を提示してください。

３　登記事項証明書、身分証明書、営業証明書、各納税証明書等は発行（交付）されてから、申請時において３ヶ月以内のものを添付してください。

写しを提出する場合は、道の求めに応じて提出出来るよう原本は保管しておいてください。

４　法定保険届出書等（写）について

健康保険、厚生年金、雇用保険の届出が確認できる書類の写しを提出してください。届出書、年金機構が発行する適用通知書、標準報酬決定通知書、概算・確定保険料申告書、資格取得確認通知書、納入告知書、領収書等でもかまいません。コピーを添付してください。